

第15回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年3月28日(木曜日) 午後1時
午後0時30分開場予定
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)

開催場所

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー5階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

目次

第15回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	10
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告	31

株 主 各 位

証券コード：6533
(発送日) 2024年3月8日
(電子提供措置の開始日) 2024年3月1日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社 Orchestra Holdings
代表取締役社長 中 村 慶 郎

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://orchestra-hd.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://mep.orchestra-hd.co.jp>

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月27日（水曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日（木曜日）午後1時（午後0時30分開場予定）
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー5階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室
（末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いておりません。
 - ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎株主総会決議通知の発送は行わず、本総会の結果は当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、M&Aや新事業領域への成長投資により株主価値の継続的向上を目指すとともに、事業拡大に関する資金需要、経営成績及び財政状態等を総合的に勘案したうえで利益還元策を実施していきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき10円
配当総額98,177,030円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月29日

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1 再任	なかむら よしろう 中村 慶郎 (1974年10月22日)	1998年4月 野村證券株式会社入社 1999年4月 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社入社 2001年3月 バンクオブアメリカNA入社 2005年7月 ロンドン大学経営学修士課程修了 2005年9月 日本ロレアル株式会社入社 2009年6月 当社設立、取締役就任 2011年3月 当社代表取締役就任 2015年6月 当社代表取締役社長CEO就任 2017年6月 株式会社Orchestra Investment代表取締役就任（現任） 2019年4月 当社代表取締役社長就任（現任） 2021年3月 株式会社アイズ取締役就任（現任） 2021年11月 株式会社アールストーン取締役就任（現任） 2023年4月 株式会社ヴェス代表取締役就任（現任）	1,879,400株
	【選任理由】 中村慶郎氏は、当社創業メンバーの一人であり、企業経営における幅広い見識と豊かな経験を有していることから、当社グループの持続的な企業価値向上を実現するために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	さとう としき 佐藤 亨樹 (1979年3月1日)	2002年4月 株式会社大広入社 2009年6月 当社設立 2011年2月 当社取締役就任 2015年11月 当社取締役COO就任 2016年3月 当社代表取締役COO就任 2017年6月 株式会社Orchestra Investment代表取締役就任(現任) 2018年12月 株式会社NEXYZ.Group取締役就任(現任) 2019年4月 当社代表取締役就任(現任) 2020年10月 株式会社バルニバービ社外監査役就任(現任) 2021年11月 株式会社アールストーン取締役就任(現任) 2023年4月 株式会社ヴェス代表取締役就任(現任)	1,739,400株
	【選任理由】 佐藤亨樹氏は、当社創業メンバーの一人であり、企業経営における幅広い見識と豊かな経験を有していることから、当社グループの持続的な企業価値向上を実現するために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
3 再任	すずき けんじ 鈴木 謙司 (1980年11月18日)	2004年4月 アビームコンサルティング株式会社入社 2006年2月 株式会社サイバーエージェント入社 2011年9月 株式会社ビズスタイル入社 2012年1月 当社入社 2013年1月 当社アカウントエグゼクティブ部門長就任 2013年3月 当社取締役デジタルマーケティング事業担当就任(現任) 2017年7月 株式会社デジタルアイデンティティ代表取締役就任(現任) 2021年11月 株式会社ぱむ取締役就任 2022年3月 株式会社ぱむ代表取締役就任(現任) 2021年11月 株式会社ピース取締役就任 2022年3月 株式会社ピース代表取締役就任(現任)	324,000株
	【選任理由】 鈴木謙司氏は、取締役としてデジタルマーケティング事業を牽引し、2017年には当社子会社である株式会社デジタルアイデンティティの代表取締役に就任し、当社グループの成長に大きく貢献して参りました。これらの実績を基に当社の企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者 番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
<p style="text-align: center;">4 再任</p>	<p style="text-align: center;">いよぎ なおみ 五代儀 直美 (1975年8月26日)</p>	<p>1998年4月 野村証券株式会社入社 2000年6月 EYトラザクシオン・アドバイザリー・サービス株式会社入社 2003年10月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2007年8月 ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社入社 2014年9月 当社入社 コーポレートマネジメント部門長就任 2014年10月 当社取締役就任 2015年11月 当社取締役CFO就任(現任) 2017年6月 株式会社Orchestra Investment取締役就任(現任) 2023年4月 株式会社ヴェス取締役就任(現任)</p>	<p style="text-align: center;">140,000株</p>
		<p>【選任理由】 五代儀直美氏は、監査法人や外資系金融機関での勤務にて得た経験をもとに、財務会計を中心として経営管理に関する豊富な経験と広い見識を有しております。今後も当社グループの経営管理領域の強化に向けて同氏の知見が必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	
<p style="text-align: center;">5 再任</p>	<p style="text-align: center;">わかまつ としき 若松 俊樹 (1977年9月19日)</p>	<p>2005年10月 第二東京弁護士会登録 2005年10月 佐藤総合法律事務所入所 2011年6月 株式会社イワキ監査役就任 2016年6月 当社社外取締役就任(現任) 2019年3月 ニューラルグループ株式会社監査役就任(現任) 2019年10月 Saltus法律事務所 代表就任(現任) 2021年4月 ベステラ株式会社社外取締役就任(現任)</p>	<p style="text-align: center;">-</p>
		<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 若松俊樹氏は、弁護士として長年にわたり数多くの上場準備会社に対するアドバイス、新規株式公開に関連する法律事務、上場企業のM&A、一般企業法務及び訴訟等に幅広く従事しております。同氏の高い専門性と経験により、当社の経営体制が強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待できる役割は、当社のコーポレートガバナンスの強化への貢献、社外・独立的な立場からの経営への監督であります。</p>	

候補者 番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
6 再任	いわい ひろゆき 岩井 裕之 (1971年9月15日)	1995年4月 株式会社星光堂入社 2005年5月 株式会社ネットプロテクションズ入社 2011年1月 かつこ株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2022年3月 当社社外取締役就任(現任)	—
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>岩井裕之氏は、経営者として長年にわたり経験を積まれており、当社の経営戦略に関して適切なお助言を頂くことにより、当社の経営体制が強化できるものと考え社外取締役の選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待できる役割は、社外の立場からの経営へのアドバイスになります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 若松 俊樹氏および岩井 裕之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 若松 俊樹氏および岩井 裕之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって若松氏は7年9か月、岩井氏は2年0か月となります。
4. 当社は、若松 俊樹氏および岩井 裕之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償金(和解金を含む)、損害賠償請求の解決のために負担すべき防御費用(訴訟費用、弁護士報酬など)、公的機関により被保険者個人が調査を受けた場合の弁護士等に相談する費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、故意による法令違反や詐欺行為の場合の場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、若松 俊樹氏および岩井 裕之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案

監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1 再任	なかじま ゆきこ 中島 由紀子 (1982年11月24日)	2005年4月 株式会社東京組入社 2013年2月 有限責任あずさ監査法人入所 2018年5月 中島公認会計士事務所 代表就任（現任） 2018年8月 株式会社BitStar 社外監査役就任 2020年3月 当社常勤社外監査役就任（現任） 2020年3月 株式会社Sharing Innovations 監査役就任 2020年3月 株式会社デジタルアイデンティティ 監査役就任（現任） 2020年3月 株式会社ワン・オー・ワン 監査役就任（現任） 2021年5月 株式会社スタジオアタオ 社外取締役就任（現任）	—
2 再任	すぎうら なおき 杉浦 直樹 (1973年12月7日)	1999年4月 野村證券株式会社入社 2003年12月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2005年8月 杉浦公認会計士事務所 代表就任（現任） 2008年12月 株式会社アセットプライム設立 代表取締役就任（現任） 2009年6月 当社社外監査役就任（現任） 2010年2月 株式会社サリーナ 取締役就任 2016年11月 税理士法人アセットプライム 代表社員就任（現任）	—

候補者 番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3 再任	いわなみ りゅうたろう 岩波 竜太郎 (1975年12月17日)	2000年10月 監査法人太田昭和センチュリー(現 EY新 日本有限責任監査法人) 入所 2014年 2月 くにうみアセットマネジメント株式会社 入社 2015年 5月 岩波公認会計士事務所 代表就任(現 任) 2016年 3月 当社社外監査役就任(現任) 2016年10月 アイプラスアドバイザー株式会社 代 表取締役就任(現任) 2022年 3月 株式会社インテグリティ・ヘルスケア 社外監査役就任(現任) 2022年 4月 キングソフト株式会社 社外監査役就任 (現任)	—

- (注) 1. 中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は社外監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていきたいためであります。
4. 中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、中島氏は4年0か月、杉浦氏は14年10か月、岩波氏は8年0か月となります。
5. 当社は、中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏との間で会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の法律上の損害賠償金(和解金を含む)、損害賠償請求の解決のために負担すべき防御費用(訴訟費用、弁護士報酬など)、公的機関により被保険者個人が調査を受けた場合の弁護士等に相談する費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、故意による法令違反や詐欺行為の場合の場合を除く)。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

技術進展が進むIT分野では、少子高齢化が進む中、今後IT人材不足がますます深刻化し、2030年には約45万人までIT人材の不足規模が拡大するとの推計結果が出ております。(出所:経済産業省委託事業「IT人材需給に関する調査」)

また、デジタルトランスフォーメーション(DX)のトレンドが進展する中、生産性の向上や業務の効率化を目的にクラウドファースト戦略を実行する企業は引き続き増加傾向となっております。加えて、企業が従来型ITからクラウドへ移行するクラウドマイグレーションは、対象システム領域の多様化が顕著となっており、WEBシステムや情報系システムから基幹系システムへと対象システム領域が拡大しております。国内パブリッククラウドサービス市場規模は2021年~2026年の年間平均成長率は20.8%で推移して、2026年の市場規模は2021年比2.6倍の4兆2,795億円になると予測されております。(出所:IDCJapan株式会社「国内パブリッククラウドサービス市場予測、2022年~2026年」)

デジタルマーケティング領域においては、2022年のインターネット広告市場が3兆912億円(前年比14.3%増:株式会社電通発表)となりました。2兆円を超えた2019年からわずか3年で約1兆円増加しており、広告市場全体の成長を後押しする存在となっております。

このような環境のもと、当社グループのデジタルトランスフォーメーション事業においては人材確保とIT技術の教育により、開発体制強化に努めてまいりましたが、営業や中堅エンジニアのリソースが不足しており、事業の構造を改革するため、前連結会計年度より営業の体制強化、セールスフォース社との関係性強化、中堅エンジニア層強化による品質向上に取り組んでまいりました。当連結会計年度の上期において、人・組織の最適化、営業・デリバリーの仕組み化を行い、初期の改革のフェーズを脱し、下期以降、コスト最適化と売上拡大の両軸で改革が進み、利益が再創出できる段階に入っております。さらに、2023年8月31日に当社グループに迎え入れたコンティニュー株式会社との統合の効果により、デリバリー力が向上し、高難易度・大規模案件の受注に至っております。ただし、この受注による売上の計上は、翌連結会計年度を予定しており、売上拡大の効果については当連結会計年度ではなく翌連結会計年度以降に反映される分もあります。また、デジタルトランスフォーメーション事業内のシステムソリューション領域においても、大型案件の検収が翌連結会計年度に延伸いたしました。

デジタルマーケティング事業においては、積極的な人材投資を行うとともに、主力サービスである運用型広告を中心に引き続き拡販を進め、またこれまでにM&Aした企業の成長を取り込んでまいりました。

その他の事業では、プラットフォーム事業における新規ユーザー獲得のためのプロモーション施策を行

うほか、新規事業への成長投資を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は12,109,488千円（前年同期比16.7%増）、営業利益765,529千円（前年同期比43.3%減）、経常利益776,520千円（前年同期比44.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益474,221千円（前年同期比44.5%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① デジタルトランスフォーメーション事業

当事業においては、事業開始からM&Aを推進し、同時にIT人材の採用を行うことで開発体制の拡充を進めてまいりました。IT利活用の多様化・高度化に伴い拡大するIT需要を取り込み、クラウドインテグレーション、ソフトウェアテスト、各種Webシステム開発等の案件を受注しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,556,670千円（前年同期比15.6%増）、セグメント利益（営業利益）は267,543千円（前年同期比16.2%減）となりました。

② デジタルマーケティング事業

当事業においては、積極的な人材投資を進めつつも、インターネット広告市場が堅調に伸長する環境のもと、主力サービスである運用型広告を中心に、既存取引先からの受注増額や新規取引先獲得のための施策を進めるとともに、M&Aした企業の成長を取り込んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,603,488千円（前年同期比19.3%増）、セグメント利益（営業利益）は、1,965,099千円（前年同期比8.5%減）となりました。

③ その他

その他の事業においては、「チャットで話せる占いアプリ『ウララ』」を主力としたプラットフォーム事業や、タレントマネジメントシステム「スキルナビ」の開発・販売、新規事業等に取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,108,008千円（前年同期比8.3%増）となりました。また、当連結会計年度におけるセグメント損失（営業損失）は、85,031千円（前年同期は69,390千円の損失）となりました。

2. 重要な組織再編等の状況

- ① 当社の子会社である株式会社デジタルアイデンティティと株式会社ぱむは、2023年1月1日付で、株式会社デジタルアイデンティティを吸収分割承継会社、株式会社ぱむを吸収分割会社とする吸収分割を行いました。
- ② 当社の子会社である株式会社デジタルアイデンティティと株式会社DI Marketing Partnersは、2023年1月1日付で、株式会社デジタルアイデンティティを存続会社とする吸収合併を行いました。
- ③ 当社は、2023年4月28日付で、株式会社ヴェスの株式を取得し、同社を完全子会社としております。

3. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2020年12月期)	第 13 期 (2021年12月期)	第 14 期 (2022年12月期)	第 15 期 (当連結会計年度 (2023年12月期))
売上高 (百万円)	11,825	16,640	10,377	12,109
経常利益 (百万円)	683	1,286	1,400	776
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	435	757	853	474
1株当たり当期純利益 (円)	47.29	77.33	87.12	48.31
総資産 (百万円)	4,689	10,560	11,410	12,712
純資産 (百万円)	1,885	4,945	5,735	6,036
1株当たり純資産額 (円)	186.23	440.50	528.39	558.68

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第14期の期首から適用しており、第14期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2020年12月期)	第 13 期 (2021年12月期)	第 14 期 (2022年12月期)	第 15 期 (当事業年度) (2023年12月期)
売 上 高 (百万円)	618	1,313	796	1,066
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△28	467	72	97
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△72	2,067	△390	40
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△7.83	211.14	△39.89	4.10
総 資 産 (百万円)	3,563	4,046	3,655	5,011
純 資 産 (百万円)	537	2,664	2,205	2,163
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	54.94	272.03	224.81	205.74

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

4. 対処すべき課題

(1) デジタルトランスフォーメーション事業

新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年は特にA I（人工知能）の活用等により、テクノロジーの進化が進んでおり、併せてユーザーニーズも変化しております。同時に既存ベンダ、他業種からの新規参入、M&A等IT業界全体として、競争が活発化しております。

このような事業環境のもとで、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

(2) デジタルマーケティング事業

① マーケティング支援体制の強化

当社グループは、インターネット広告代理事業を行うだけでなく、データ解析及び細分化された仮説検証による独自のマーケティングメソッドに基づくコンサルティングを実施することにより、ユーザー視点に立脚した戦略立案、専門部隊による運用、綿密な分析に基づく改善提案により、クライアント企業とその顧客・ユーザーとの間に最適なコミュニケーションを設計してまいりました。今後も、MA/CRM支援を含むマーケティング全体の最適化を支援する体制をさらに強化するとともに、新たな技術やツールに柔軟に対応したサービスの提供を推進してまいります。

② インターネット広告市場におけるシェア拡大

我が国の広告支出においては、2022年のインターネット広告市場が3兆912億円（前年比14.3%増：株式会社電通発表）となりました。2兆円を超えた2019年からわずか3年で約1兆円増加しており、広告市場全体の成長を後押しする存在となっております。

このような環境の中、拡大中のデジタルマーケティング市場における需要の取り込みを更に加速させてまいります。

(3) 海外展開への対応

経済活動のグローバル化に伴い、当社グループにおいても、海外市場への対応が必要であると認識しております。かかる課題に対して、当社グループでは市場調査等を引き続き進め、海外における事業体制の強化等を検討しております。なお、デジタルトランスフォーメーション事業においては、当社子会社の株式会社 Sharing Innovationsが、ベトナム社会主義共和国にシステム開発を行う子会社を1社有しております。

(4) 人材確保と人材育成

当社グループの企業規模の拡大及び成長のためには、高付加価値なサービスを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると考えております。そのためには、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく必要があります。当社グループでは、採用活動を積極的に推進するとともに、社員への教育体制の整備及び改善を図り、チームを構成する個々人の才能を伸ばす取り組みを推進してまいります。

(5) 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。そのため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、並びに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化を推進してまいります。

また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

5. 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業内容	主なサービス
デジタルトランスフォーメーション事業	クラウドインテグレーション、ソフトウェアテスト、WEBシステム開発
デジタルマーケティング事業	運用型広告、SEOコンサルティング、クリエイティブサービス
その他	プラットフォーム事業、タレントマネジメントシステム、新規事業等

6. 主要な事業所及び使用人の状況（2023年12月31日現在）

(1) 主要な事業所

① 当社

本社：東京都渋谷区

② 子会社

株式会社デジタルアイデンティティ

（本社：東京都渋谷区、支社：九州支社（福岡県福岡市）、札幌支社（北海道札幌市））

株式会社Sharing Innovations

（本社：東京都渋谷区、支社：福岡オフィス（福岡県福岡市）、大分オフィス（大分県大分市）、広島オフィス（広島県広島市）、京都オフィス（京都府京都市））

株式会社ヴェス（本社：東京都渋谷区）

株式会社Orchestra Investment（本社：東京都渋谷区）

株式会社ワン・オー・ワン（本社：東京都渋谷区）

株式会社ぱむ（本社：東京都渋谷区）

株式会社アールストーン（本社：東京都渋谷区）

(2) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デジタルトランスフォーメーション事業	446名	133名増
デジタルマーケティング事業	384名	22名増
その他	43名	3名増
全社（共通）	43名	2名増
合計	916名	160名増

- (注) 1. 使用人数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者は当連結会計年度の平均人数が使用人数の10%に満たないため、記載を省略しております。
2. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門の使用人であります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて160名増加したのは、当社が、2023年4月28日付で株式会社ヴェスの株式を取得し、完全子会社化したこと及び業容の拡大に伴い採用が増加したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33名	12名増	39.4歳	4.3年

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名称	住所	資本金または 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)
株式会社デジタルアイデンティティ	東京都渋谷区	110	デジタルマーケティング事業	100.0
株式会社 Sharing Innovations	東京都渋谷区	436	デジタルトランスフォーメーション事業、プラットフォーム事業	71.5
株式会社ヴェス	東京都渋谷区	10	デジタルトランスフォーメーション事業（ソフトウェアテストサービス）	100.0
株式会社 Orchestra Investment	東京都渋谷区	47	投資事業	100.0
株式会社ワン・オー・ワン	東京都渋谷区	217	タレントマネジメントシステムの開発、販売	100.0
株式会社ぱむ	東京都渋谷区	30	不動産管理事業	100.0
株式会社アールストーン	東京都渋谷区	20	人材紹介事業	100.0

- (注) 1. 議決権比率には子会社による間接所有を含んでおります。
2. 当社は、2023年4月28日付で株式会社ヴェスの株式を取得し、同社を完全子会社としております。
3. 株式会社DI Marketing Partnersは、2023年1月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社デジタルアイデンティティを吸収合併存続会社、株式会社DI Marketing Partnersを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行った結果、重要な子会社から除外しております。
4. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ヴェス
特定完全子会社の住所	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,959百万円
当社の総資産額	5,011百万円

8. 主要な借入先及び借入額（2023年12月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,408,878千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	451,072千円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	441,080千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	291,663千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	225,000千円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

① 発行可能株式総数 31,000,000株

② 発行済株式の総数

9,817,800株

(注) ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は6,400株増加しております。

③ 当事業年度末の株主数 4,358名

④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
中村慶郎	1,879,400株	19.14%
佐藤亨樹	1,739,400株	17.72%
慶キャピタル株式会社	775,200株	7.90%
T S K capital株式会社	775,200株	7.90%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	561,300株	5.72%
脇山季秋	405,000株	4.13%
鈴木謙司	324,000株	3.30%
蔭山恭一	180,000株	1.83%
上田八木短資株式会社	143,200株	1.46%
五代儀直美	140,000株	1.43%

(注) 持株比率は自己株式(97株)を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	中 村 慶 郎		株式会社Orchestra Investment代表取締役、株式会社アイズ取締役、株式会社アールストーン取締役、株式会社ヴェス代表取締役
代 表 取 締 役	佐 藤 亨 樹		株式会社Orchestra Investment代表取締役、株式会社NEXYZ.Group取締役、株式会社バルニバービ社外監査役、株式会社アールストーン取締役、株式会社ヴェス代表取締役
取 締 役	鈴 木 謙 司	デジタルマーケティング 事 業 担 当	株式会社デジタルアイデンティティ代表取締役、株式会社ばむ代表取締役、株式会社ピース代表取締役
取 締 役 C F O	五代儀 直 美		株式会社Orchestra Investment取締役、株式会社ヴェス取締役
取 締 役	若 松 俊 樹		Saltus法律事務所代表、ニューラルグループ株式会社監査役、バステラ株式会社社外取締役
取 締 役	岩 井 裕 之		かっこ株式会社代表取締役
常 勤 監 査 役	中 島 由 紀 子		株式会社デジタルアイデンティティ監査役、株式会社ワン・オー・ワン監査役、中島公認会計士事務所代表、株式会社スタジオアタオ社外取締役
監 査 役	杉 浦 直 樹		株式会社アセットプライム代表取締役、税理士法人アセットプライム代表社員、杉浦公認会計士事務所代表
監 査 役	岩 波 竜 太 郎		岩波公認会計士事務所代表、アイプラスアドバイザー株式会社代表取締役、株式会社インテグリティ・ヘルスケア社外監査役、キングソフト株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役若松俊樹氏及び岩井裕之氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役若松俊樹氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、社外監査役であります。

4. 監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役若松俊樹氏、岩井裕之氏、監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 取締役若松俊樹氏、岩井裕之氏、監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としていません。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等

①取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年3月28日開催の第7回定時株主総会において年額5億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2022年3月29日開催の第13回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 取締役の個人別の報酬等(業績連動報酬等または非金銭報酬等のいずれでもない報酬等に限り、以下「基本報酬」という。)の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

イ. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、業績連動報酬等を設ける場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。

ウ. 非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、非金銭報酬等を設ける場合には、当該非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。

エ. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の種類別の割合については具体的な割合を予め定めないものとしします。

オ. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

上記アからウに記載のとおりであります。なお、業績連動報酬等または非金銭報酬等を新たに設ける場合には、当該業績連動報酬等または非金銭報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。

カ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長中村慶郎が報酬等の決定に関する全部の事項を委任されるものとしします。委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

(2)当事業年度に係る役員報酬等の総額

区分	対象となる 役員の員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	6人 (2人)	190,020千円 (8,400千円)	190,020千円 (8,400千円)	— (—)	— (—)
監査役	3人	18,600千円	18,600千円	—	—
計	9人	208,620千円	208,620千円	—	—

(注) 監査役については全員が社外監査役であるため、内数は記載しておりません。

5. 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	若松俊樹	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席しております。弁護士としての幅広い経験と高い専門性を踏まえ、当社のコーポレートガバナンス強化への貢献や、社外・独立的な立場からの経営への監督、意見陳述を行っていただくという当社の期待に応え、取締役会において当該視点から助言・提言をいただくなど、当社社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役	岩井裕之	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席しております。経営者として長年にわたり経験を積まれており、取締役会において当該視点から助言・提言をいただき、当社社外取締役として適切な役割を果たしております。
監査役	中島由紀子	当事業年度開催の取締役会16回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。
監査役	杉浦直樹	当事業年度開催の取締役会16回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。
監査役	岩波竜太郎	当事業年度開催の取締役会16回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。

6. 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	5人	27,000千円

7. 記載内容についての社外役員の意見

記載すべき重要な事項はありません。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 34,000千円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 70,852千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が当社で3,094千円あります。また、子会社において前事業年度に係る報酬額の返還が1,170千円あります。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 株式会社の状況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

<備考>

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,145,495	流 動 負 債	4,401,575
現金及び預金	3,239,909	買 掛 金	2,081,407
受取手形、売掛金及び		短 期 借 入 金	388,010
契 約 資 産	3,181,225	1年内返済予定の長期借入金	516,293
仕 掛 品	13,117	未 払 法 人 税 等	240,380
預 け 金	347,201	未 払 消 費 税 等	155,094
そ の 他	385,198	そ の 他	1,020,390
貸 倒 引 当 金	△21,157	固 定 負 債	2,274,673
固 定 資 産	5,567,486	長 期 借 入 金	2,104,458
有 形 固 定 資 産		そ の 他	170,215
建 物	158,904	負 債 合 計	6,676,248
土 地	332,434	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	37,302	株 主 資 本	5,175,662
無 形 固 定 資 産	3,653,756	資 本 金	207,431
の れ ん	3,566,706	資 本 剰 余 金	1,691,443
そ の 他	87,050	利 益 剰 余 金	3,276,890
投 資 そ の 他 の 資 産	1,385,087	自 己 株 式	△102
投 資 有 価 証 券	943,495	その他の包括利益累計額	309,276
繰 延 税 金 資 産	45,840	その他有価証券評価差額金	310,853
そ の 他	404,163	為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,576
貸 倒 引 当 金	△8,411	新 株 予 約 権	144,577
資 産 合 計	12,712,981	非 支 配 株 主 持 分	407,216
		純 資 産 合 計	6,036,733
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,712,981

連結損益計算書

(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		12,109,488
売上原価		6,239,430
売上総利益		5,870,057
販売費及び一般管理費		5,104,528
営業利益		765,529
営業外収益		
受取利息及び配当金	223	
補助金収入	2,729	
不動産賃貸料	31,762	
キャッシュバック収入	12,840	
その他の	5,425	52,980
営業外費用		
支払利息	18,691	
支払手数料	11,560	
減価償却費	6,043	
その他の	5,695	41,990
経常利益		776,520
特別利益		
投資有価証券売却益	310,297	
固定資産売却益	10,713	321,011
特別損失		
減損損失	125,287	
貸倒引当金繰入額	29,524	
その他の	18,772	173,584
税金等調整前当期純利益		923,946
法人税、住民税及び事業税	407,976	
法人税等調整額	38,770	446,747
当期純利益		477,199
非支配株主に帰属する当期純利益		2,978
親会社株主に帰属する当期純利益		474,221

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2023年12月31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,587,372	流動負債	1,234,284
現金及び預金	221,732	短期借入金	388,010
売掛金	948,080	1年内返済予定の長期借入金	429,448
前払費用	36,840	関係会社短期借入金	188,000
関係会社短期貸付金	449,319	未払金	90,561
その他	29,199	未払費用	29,867
貸倒引当金	△97,801	未払配当金	465
固定資産	3,423,943	未払消費税等	17,778
有形固定資産	40,823	未払法人税等	67,422
建物	26,290	預り金	21,142
工具、器具及び備品	14,533	その他	1,588
無形固定資産	53,837	固定負債	1,613,827
ソフトウェア	1,800	長期借入金	1,609,387
ソフトウェア仮勘定	52,036	関係会社事業損失引当金	4,440
投資その他の資産	3,329,283	負債合計	2,848,112
関係会社株式	3,236,613	(純資産の部)	
繰延税金資産	4,421	株主資本	2,019,940
その他	88,247	資本金	207,431
資産合計	5,011,315	資本剰余金	134,686
		資本準備金	134,686
		利益剰余金	1,677,924
		その他利益剰余金	1,677,924
		繰越利益剰余金	1,677,924
		自己株式	△102
		新株予約権	143,263
		純資産合計	2,163,203
		負債・純資産合計	5,011,315

損益計算書

(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	1,066,237
営業費用	961,621
営業利益	104,615
営業外収益	
受取利息	5,145
還付加算金	2,028
キャッシュバック収入	4,192
その他	650
営業外費用	
支払利息	17,088
支払手数料	2,177
経常利益	97,366
特別利益	
関係会社事業損失引当金戻入	99
特別損失	
関係会社清算損	1,460
固定資産除却損	2,008
税引前当期純利益	93,996
法人税、住民税及び事業税	61,757
法人税等調整額	△8,035
当期純利益	40,273

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

株式会社Orchestra Holdings
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 均
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 八幡 正博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Orchestra Holdings及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

株式会社Orchestra Holdings
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 均
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 八幡 正博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの2023年1月1日から2023年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月22日

株式会社Orchestra Holdings 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	中島由紀子 ㊟
監査役 (社外監査役)	杉浦直樹 ㊟
監査役 (社外監査役)	岩波竜太郎 ㊟

以上

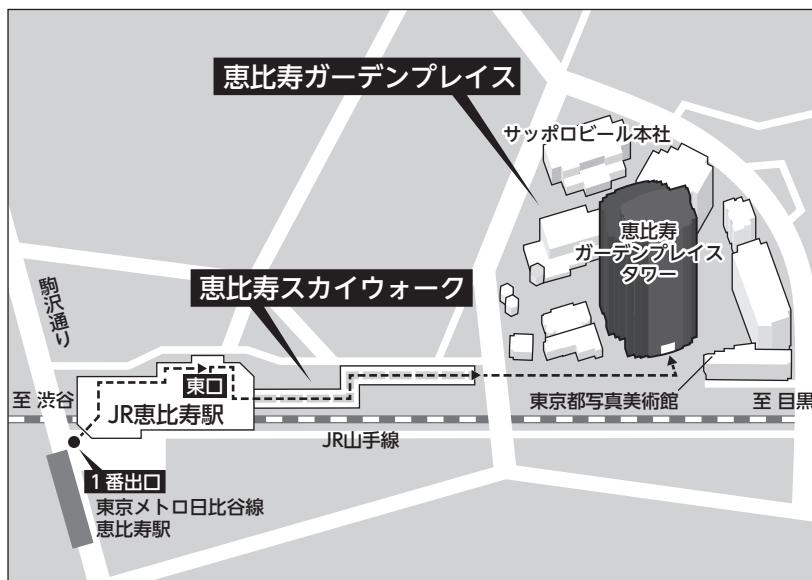
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー5階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室

交通

- J R 山手線・埼京線 恵比寿駅東口から
恵比寿スカイウォークで徒歩約5分
- 東京メトロ日比谷線 恵比寿駅1番出口から
正面のエスカレーターに乗り、J R 恵比寿駅東口から
恵比寿スカイウォークで徒歩約10分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。